

岩手県告示第451号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和7年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 8号	炭酸カルシウム肥料	53炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 53.0	% 肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	東亜産業株式会社	広島県広島市 西区横川町三丁目9番29号	令和7年1 月8日
岩手県第 201号	消石灰	70消石灰	アルカリ分 70.0	—	東亜産業株式会社	広島県広島市 西区横川町三丁目9番29号	〃
岩手県第 271号	混合有機質肥料	米糠混合有機質肥料	窒素全量 2.5 りん酸全量 2.5 加里全量 1.5	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	プライフーズ株式会社	青森県八戸市 北白山台二丁目6番30号	令和7年5 月17日
岩手県第 293号	化成肥料	水酸化苦土入りPK	く溶性りん酸 16.0 く溶性加里 16.0 内水溶性加里 12.0 く溶性苦土 5.0	肥料の品質の確保等に関する法律第3条第1項に規定する公定規格のとおり	農事組合法人二戸地域環境保全組合	岩手県二戸市 下斗米字婦子葉平60番地13	〃